

規 則

「千曲市余熱利用施設条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年6月30日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第38号

千曲市余熱利用施設条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市余熱利用施設条例施行規則（令和３年千曲市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項ただし書を削り、同条第２項中「及び回数券」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長が認める場合は、同様式に準じて指定管理者が別に定める様式を利用券とすることができるものとする。

第２条第３項中「回数券」を「利用券」に改める。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号(第２条関係)

余熱利用施設 利用券 大人（12歳以上） 円

余熱利用施設 利用券 中人（６歳以上12歳未満） 円

余熱利用施設 利用券 小人（６歳未満） 円

余熱利用施設 利用券(減免) 市民65歳以上・障がい者等 円

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和７年10月１日から施行する。

（経過措置）

- この規則による改正後の千曲市余熱利用施設条例施行規則の規定は、この規則の施行

の日以後の利用に係るものから適用し、施行の日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。